



2026 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社REVOLUTION
代表者名 代表取締役社長 砂川 優太郎
(コード番号 8894 東証スタンダード)
問合せ先 代表取締役社長 砂川 優太郎
(TEL. 03-6627-3487)

**四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた
2026 年 10 月期第 3 四半期決算短信の開示が四半期末後 45 日を超えることに関するお知らせ**

当社は、2026 年 1 月 29 日付開示資料「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」のとおり、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、2026 年 1 月 29 日に関東財務局に提出いたしました 2025 年 10 月期の内部統制報告書において開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしました。

これに伴い、当社は、有価証券上場規程施行規則第 405 条第 2 項（以下、「レビュー義務付け要件」といいます。）に該当することとなり、レビュー義務付け要件に該当することとなった日（2026 年 3 月 16 日）から該当しなくなる日までの間に開示する四半期決算短信（第 2 四半期（中間期）の決算短信を除く。）の四半期財務諸表等に対して公認会計士等による期中レビューを受けることが義務付けられております。

しかし、当社では、このたび、2026 年 9 月 14 日に予定していた 2026 年 10 月期第 3 四半期決算発表を延期することとしましたので、現時点で四半期末後 45 日以内に四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた 2026 年 10 月期第 3 四半期決算短信を開示することができていないことをお知らせいたします。

1. 公認会計士等による期中レビューを受けた 2026 年 10 月期第 3 四半期決算短信の開示が四半期末後 45 日を超える理由

まず、前述のとおり、当社は、2026 年 1 月 29 日付開示資料「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」のとおり、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、2026 年 1 月 29 日に関東財務局に提出いたしました 2025 年 10 月期の内部統制報告書において開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしました。

これに伴い、当社は、有価証券上場規程施行規則第 405 条第 2 項（以下、「レビュー義務付け要件」といいます。）に該当することとなり、レビュー義務付け要件に該当することとなった日（2026 年 3 月 16 日）から該当しなくなる日までの間に開示する四半期決算短信（第 2 四半期（中間期）の決算短信を除く。）の四半期財務諸表等に対して公認会計士等による期中レビューを受けることが義務付けられております。

他方で、当社は、2026 年 6 月 15 日付開示資料「社内調査委員会の設置に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社の会計監査人である監査法人アリア（以下、「当監査法人」といいます。）から 2026 年 10 月期半期報告書の中間連結財務諸表について結論を表明しない旨の期中レビュー報告書（以下、「本期中レビュー報告書」といいます。）を受領し、2026 年 6 月 15 日同日に、当社、当社連結子会社（2026 年 6 月 15 日当時。その後、2026 年 8 月 31 日付開示資料「連結子会社の異動（株式譲渡及び連結除外）並びに連結子会社におけるクラウドファンディング事業からの撤退に関するお知らせ」のとおり、当社が 2026 年 8 月 31 日に当社の元取締役である美山俊氏（以下「美山氏」といいます。）との間で当社が保有する連結子会社 WeCapital 株式会社の全株式を美山氏に対し譲渡する旨の株式譲渡契約を締結し、2026 年 8 月 31 日付の連結子会社 WeCapital 株式会社株式の美山氏に対する譲渡に伴って、ヤマワケエステート株式会社（以下「YE 社」といいます。）とともに

に、2026年8月31日同日に当社の連結範囲から除外されています。)のWeCapital株式会社及びYE社それぞれにおいて臨時取締役会を開催し、本期中レビュー報告書の原因となった疑念(以下「本疑念」といいます。)を払拭し得る十分かつ適切な監査証拠を提出することを目的として外部専門家を交えた社内調査委員会(以下、「社内調査委員会」といいます。)を設置することを各社において決議しておりました。

その後、当社は、2026年8月10日付開示資料「社内調査委員会による調査の状況に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、主に社内調査委員会における外部専門家の選任が諸事情により遅くなり、外部専門家の選任に想定以上の時間を要する結果となり、2026年7月31日に調査を完了させるという当初想定していたスケジュールに比べて調査が遅延していること、7月7日に社内調査委員会の委員を選任して同日に社内調査委員会を設置したものの社内調査委員会においてYE社が組成したファンド全件について調査対象とした網羅的調査を行うなかでYE社の内部資料のみでは不動産取引であるのか金融取引であるのかの判別ができず、YE社の社内ヒアリング及び外部ヒアリング並びにフォレンジック調査を踏まえて判断をしなければならない案件が多いために8月10日現在ではほとんどの判定結果が確定していない状況であること、社内調査委員会より当初予定からは遅延があるものの2026年8月末までに調査結果を受領する予定であること、当社では社内調査委員会より当該調査結果を受領次第速やかに当該調査結果の全文を適時開示する予定であることなどをお知らせしておりました。

そして、当社では、2026年9月1日付開示資料「社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、8月31日の深夜に社内調査委員会より調査報告書を受領したこと、社内調査委員会においてYE社が組成した対象ファンド251件の取引種別(不動産取引または金融取引)の確定を行った結果、28件が会計処理上は金融取引としての処理が適正であるとの結論に至ったこと、2026年10月期第3四半期決算短信の公表が予定される2026年9月中旬までに当監査法人の検証及びそれを踏まえた当社と当監査法人との協議を行う必要があること、本期中レビュー報告書の原因となった本疑念について検証し、本疑念を払拭し、加えてその他の点でも問題がなかった場合は、9月中旬に公表する予定の2026年10月期第3四半期決算短信にて義務付けられている期中レビュー報告書において当監査法人からの無限定適正意見を得ることができるが、反対に本疑念を払拭できなかった場合あるいは本疑念の払拭はできたもののその他の点で問題がある場合には2026年6月15日に関東財務局に提出した2026年10月期半期報告書及び過去の有価証券報告書等について訂正等の対応を進めることを想定していることなどをお知らせしておりました。

当社は、社内調査委員会においてYE社が組成した対象ファンド251件の取引種別(不動産取引または金融取引)の確定を行った結果、28件が会計処理上は金融取引としての処理が適正であるとの結論に至ったことを踏まえて、2026年6月15日に関東財務局に提出した2026年10月期半期報告書及び過去の有価証券報告書等の訂正等の対応(以下「訂正等の対応」といいます。)を検討しております。

しかし、当社では、現在も当監査法人との間で訂正等の対応の協議を進めていることから、当社の決算手続き及び監査法人による期中レビューを完了させることが困難であると判断し、本日2026年9月14日に予定しておりました2026年10月期第3四半期決算発表について延期することとし、これに伴い、現時点で四半期末後45日以内に四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月期第3四半期決算短信を開示することができないこととなりました。

2. 今後の見通し

四半期末後連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月期第3四半期決算短信の延期後の発表予定日は、2026年10月中を想定しており、決定しましたら速やかにお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様におかれましては、多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを心よりお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解賜り、今後ともご支援賜りますようお願い申し上げます。